

介護医療院港さつき苑 重要事項説明書

(入所サービス)

令和 8 年 9 月 1 日現在

1. 介護医療院サービスを提供する事業者

事業者名称	医療法人 英阜会
代表者	理事長 石田英文
所在地	〒559-0024 大阪府大阪市住之江区新北島 7 丁目 1 番 53 号 マンションハピネス
電話番号	06-4702-3020
FAX 番号	06-4702-3021
法人設立年月日	平成 17 年 12 月 8 日

2. 入所者に対してのサービス提供を実施する施設

(1) 施設の所在地等

施設名	医療法人英阜会 介護医療院港さつき苑
開設年月日	令和 7 年 12 月 1 日
所在地	〒552-0007 大阪府大阪市港区弁天 4 丁目 16 番 18 号
電話番号	06-6571-6675
FAX 番号	06-6571-6676
管理者名	笠原宏
介護保険指定番号	介護医療院港さつき苑 (27B0400015 号)

(2) 施設概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上 5 階建 (そのうち介護医療院は 4 階フロア)
敷地面積 (延べ床面積)	1313.53 m ²

(3) 施設の職員体制

介護医療院の人員、施設及び設備並び運営に関する基準に基づき配置

職種	業務	基準人数	人数
管理者（医師兼務）	1. 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行う。 2. 従業者に、法令等において規定されている遵守すべき事項において指揮命令を行う。	1 名	1 名
医師	入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。	0.6 名	1.4 名
薬剤師	医師の指示の基づき、調剤、薬剤管理及び服薬指導を行う。	0.2 名	0.2 名
看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務を行う。	10 名	10 名以上
介護職員	入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。	10 名	10 名以上
理学療法士等	リハビリテーションプログラムを作成し、運動療法、日常生活動作訓練、物理的療法等の訓練を実施するほか、療養指導を行う。	適当数	2 名以上
診療放射線技師（医師兼務）	医師の指示を受けて、診療の用に供するエックス線装置を使用して検査を行う。	適当数	適当数
管理栄養士	食事の献立、栄養計算等入所者に対する栄養指導を行う。	0.6 名	1 名
介護支援専門員	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成する。	1 名以上	1 名
支援相談員	入所者の入退所に関する業務を行う。	適当数	適当数
事務員等	事務等、その他の業務を行う。	適当数	適当数

(4) 利用者定員数

定員	60 名
内訳	一般棟 60 名
居室	4 人部屋 15 室

3.事業の目的

医療法人英阜会が開設する介護医療院港さつき苑（以下「当施設」という。）において実施する施設サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態の利用者（以下単に「利用者」という。）に対し適切な施設サービスを提供することを目的とする。

4.運営の方針

- ・当施設は、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目指すものとする。
- ・当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- ・当施設では、高齢者の心身の安全と尊厳を保護し、職員が非意図的に加害者となる事態を未然に防ぐため、適切な予防措置に継続的に取り組み、すべての職員が高齢者虐待に関する正確な認識を持ち、高齢者虐待を防止する。
- ・当施設では、介護医療院が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- ・当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- ・サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- ・利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了承を得ることとする。

5. サービス内容

施設サービス計画の作成	1. 介護支援専門員が、入所者の心身の状態や、生活状況の把握（アセスメント）を行い、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画を作成する。 2. 作成した施設サービス計画の内容について、入所者又はその家族に対して、説明し文書により同意を得る。 3. 施設サービス計画を作成した際には、入所者に交付する。 4. 計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。
食事	1. 管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供する。 2. 可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援する。 3. 食事の時間は下記の通りとする。 朝食 8時00分～9時00分 昼食 12時00分～13時00分 夕食 18時00分～19時00分
看護及び医学的管理の下における介護	入所者の自立の支援と日常生活に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じた介護を行う。
入浴	原則として週に最低2回行う。利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があり、一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特殊浴槽で対応する。
排泄	排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を利用した援助を行う。
機能訓練	入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施する。
栄養管理	栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行う。
口腔衛生の管理	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行う。
その他自立への支援	1. 寝たきり防止のため、入所者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮する。 2. 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行う。

6. 利用料金

(1) 基本料金（1日あたり）

Ⅱ型介護医療院サービス費（Ⅲ）

多床室

介護度	サービス費	居住費	食費	利用者負担合計
要介護1 (759単位)	814円	697円	1566円	3077円
要介護2 (855単位)	917円			3180円
要介護3 (1064単位)	1141円			3404円
要介護4 (1154単位)	1237円			3500円
要介護5 (1234単位)	1323円			3586円

サービス費については、介護保険負担割合証1割の金額となります。

介護保険負担割合証2割・3割の方は上記金額の倍・3倍となります。

※介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方については、食費・居住費に関しては下記＜別表＞金額となります。

なお認定には役所への申請が必要となります。認定証の提示なき場合は第4段階での算定となります。

＜別表＞

利用者負担段階	食費	居住費
		多床室
第1段階	300円	0円
第2段階	390円	430円
第3段階①	680円	430円
第3段階②	1420円	530円

※外泊時には、段階に応じた居住費が発生いたします。

(2) 加算料金 (介護保険負担割合証が1割の方)

加算項目	基本単位	自己負担金	算定回数等
夜間勤務等看護 (Ⅳ)	7	8 円	1 日につき
初期加算	30	33 円	1 日につき 入所日から 30 日以内
外泊時費用	362	388 円	1 日につき 1 月につき 6 日限度
他医療機関へ受診した時の費用	362	388 円	1 日につき 1 月につき 4 日限度
退所時栄養情報連携加算	70	75 円	1 月につき
退所前訪問指導加算	460	494 円	入所中 1 回を限度
退所後訪問指導加算	460	494 円	退所後 1 回を限度
退所時指導加算	400	429 円	1 人につき 1 回を限度
退所時情報提供加算 (Ⅰ)	500	536 円	1 回につき
退所時情報提供加算 (Ⅱ)	250	268 円	1 回につき
退所前連携加算	500	536 円	1 人につき 1 回を限度
療養食加算	6	7 円	1 日につき 3 回を限度
科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	60	65 円	1 月につき
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)	10	11 円	1 月につき
サービス提供体制加算 (Ⅱ)	18	20 円	1 日につき
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	総単位数 の 19/1000	左記の 1 割円	1 月につき

特別診療費	基本単位	自己負担金	算定回数等
理学療法 (Ⅰ)	123	123 円	1 回につき
理学療法注 5	35	35 円	1 回につき
理学療法注 6	33	33 円	1 月につき
短期集中リハビリテーション	240	240 円	1 日につき
認知症短期集中リハビリテーション	240	240 円	1 日につき

(3) その他の料金(税込) 1日あたり

- ・電気使用料 50 円／日 (持ち込みの電気器具を利用された場合 1 品につき)
- ・施設着 210 円／日 (希望された場合)
- ・日用品費 250 円／日 (石鹸・シャンプー・リンス・箱ティッシュ等)
- ・衣類等洗濯代 850 円／ネット (利用された場合)
- ・教育娯楽費 150 円／日 (季節行事、装飾作業用材等)
- ・理美容代 2200 円／カット (業務委託) (※ベッド上のカットはプラス 500 円)
- ・健康管理費 実費 (インフルエンザ予防接種等)

施設は、第 3 号各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化、その他、やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の 1 ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更します。

(4) 料金支払いについて

①利用料金の請求

- ・利用料、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求いたします。
- ・請求書は利用月の翌月 10 日頃に発送いたします。
- ・甲が利用を終了した後も利用に対する支払いが完了するまでこの義務は継続するものとします。
- ・その他、やむを得ない事由がある場合等は、別にお支払いをお願いすることがあります。

②支払方法

ア. 利用者指定口座からの自動振替 (2 ヶ月目以降) になります。

(入所初月のみイ. 又はウ. の支払方法でお願いいたします)

- ・預金口座振替依頼書にご記入・ご捺印の上、利用料の振替口座をご登録ください。若しくは、施設にキャッシュカードをご持参の上、利用料の振替口座をご登録ください。
- ・請求した額を、毎月 27 日 (土・日曜日、祝日の場合は、次の銀行営業日) にご指定の預金口座から振替えます。預金通帳の印字は「MBS. ミナトサツキエン」となります。
- ・振替が完了した利用料については、翌月の請求書と同封して領収書を送付させていただきます。
- ・領収書の再発行は致しませんので、必ず保管しておいて下さい。
- ・口座振替登録未完了、預金残高不足等により口座振替ができなかった場合は、翌月末日までに窓口現金支払いか施設指定口座への振込になります。

※ 口座振替手数料はご負担ください。

イ. 窓口現金

ウ. 施設指定口座への振込

※ 振込手数料はご負担ください。

※お支払方法に不都合等がございましたらご相談ください。

③契約の解除

サービス料金の支払いが正当な理由なく 2 か月以上遅延し、料金を支払うように催促したにも関わらず、指定期間内に支払われない場合は、契約を解除します。

7. 施設利用にあたっての留意事項

①面会

10:00～16:00までできます。

②飲酒・喫煙

施設内での飲酒・喫煙は全面禁止とさせていただきます。

③所持金・備品等の持ち込みについて

あらかじめ利用時に確認をさせていただいております。

※持ち込み禁止物

金銭・貴重品・高価な物（携帯電話を含む）

危険物（剃刀・ハサミ、その他、施設が危険と判断した物）

飲食物（居住環境の衛生保持、ご利用者様の安全への配慮のため）

④外泊時等の施設外での受診

原則としてできませんが、必要な場合は事前に申し出て下さい。

⑤ペットの持ち込み

施設内にペットを持ち込むことは、他の利用者の迷惑となりますのでご遠慮ください。

⑥その他 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動」は禁止します。

8. 虐待防止に関する事項

当施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等の為、次の措置を講じます。

- ・介護医療院従事者に対する虐待を防止する為の研修の実施
- ・入所者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
- ・その他成年後見制度の利用支援及び介護相談員の受入等、虐待防止の為に必要な措置

9. 身体拘束原則禁止

施設はサービスの提供に当たっては、当該入所者または他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

① 施設は、前項の身体的拘束を行う場合には、次の手続きにより行います。

- ・身体拘束廃止委員会を設置する。
- ・「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間
その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- ・入所者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

10. 緊急時の対応

- ① 施設は入所者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は、協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- ② 施設は入所者に対し、施設における介護保険サービスでの対応が困難な状態又は、専門的な医学的な対応が必要と判断した場合、他の専門機関を紹介します。
- ③ 前項のほか、入所利用中に入所者の心身の状態が急変した場合、施設は、利用者及び家族・代理人（後見人等）が指定する者に対し、緊急に連絡します。

11. 事故発生時の対応

- ① サービス提供等により事故が発生した場合、施設は入所者に対し必要な措置を講じます。
- ② 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的期間での診療を依頼します。
- ③ 前項のほか、施設は入所者又は、家族・代理人（後見人等）が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対し速やかに連絡します。

12. 賠償責任

- ① 介護保険施設サービスの提供に伴って施設の責に帰すべき事由によって、入所者が損害を被った場合、施設は入所者に対して損害を賠償するものとします。
- ② 入所者の責に帰すべき事由によって、施設が損害を被った場合は、入所者及び家族・代理人（後見人等）は、連携して施設に対してその損害を賠償するものとします。

13. 秘密の保持及び個人情報の保護

- ① 施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき業務上知り得た入所者又は、家族・代理人（後見人等）に関する個人情報の利用目的を適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
 - ・ サービス提供困難時の事業者間連絡・紹介等
 - ・ 居宅介護支援事業所等との連携
 - ・ 入所者が偽りその他不正行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ・ 入所者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
 - ・ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を提供する場合）
 - ・ 利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ② 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

1 4. 利用契約に定めのない事項

この説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、入所者又は家族・代理人（後見人等）と施設が誠意をもって協議し定めることとします。

1 5. 非常災害対策

- ・防災の対応 消防署と別途定める消防計画により対応します。
- ・防災設備 火災報知器、スプリンクラー、消火器、非常用通報装置、誘導灯
- ・防災訓練 年2回実施します。
- ・防火責任者 藤崎 拓矢

1 6. 業務継続計画の策定等

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 7. ハラスメント対策

- ・当施設は職場ハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ・入所者及びその家族が施設の職員に対して行う暴言、暴力、威圧的・暴力的な言動、嫌がらせ、誹謗中傷、悪質なクレーム、セクシャルハラスメント、理不尽なサービスを要求するなどの迷惑行為が続き、健全な信頼関係を築くことが困難であると判断した場合、サービス中止や契約を解除する場合があります。

1 8. 要望及び苦情等の相談（施設内事故を含む）

当施設における苦情・相談等は以下の窓口で受け付けます。また、一階玄関に「意見箱」を設置しております。

- ① 苦情受付担当者：介護支援専門員 松村 吾紀子 相談員 白川 陽一
- ② 受付時間：午前9時～午後5時
- ③ 連絡先：06-6571-6675
- ④ 苦情解決責任者：事務長 辻本 慎介 看護主任 秋山 美恵子

苦情対策委員会

第三者委員： ① 竹内 有紀子（地域の民生委員） 090-8365-0103
 ② 堀 勝彦 （司法書士：後見人） 06-6130-7718
 ③ 今西 伸行 （医療介護有識者） 090-2590-9830

以下の介護保険窓口でも相談を受け付けます。

大阪市港区役所	所在地 〒552-8510 大阪市港区市岡 1 - 15 - 25 電話番号 06-6576-9859
大阪市此花区役所	所在地 〒554-8501 大阪市此花区春日出北 1-8-4 電話番号 06-6466-9859
大阪市大正区役所	所在地 〒551-8501 大阪市大正区千島 2-7-95 電話番号 06-4394-9859
大阪市西区役所	所在地 〒550-8501 大阪市西区新町 4-5-14 電話番号 06-6532-9859
大阪市浪速区役所	所在地 〒556-8501 大阪市浪速区敷津東 1-4-20 電話番号 06-6647-9859
大阪府国民健康保険 団体連合会	所在地 〒540-0028 大阪市中央区常磐町 1 - 3 - 8 電話番号 06-6949-5418
大阪市福祉局 高齢者施策部介護保険課 指定・指導グループ	所在地 〒541-0055 大阪市中央区船場中央 3 丁目 1 番 7-331 号 (船場センタービル 7 号館 3 階) 電話番号 06-6241-6310
尼崎市役所 介護保険事業担当課 認定担当	所在地 〒660-8501 尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号 電話番号 06-6489-6374

19. 協力医療機関について

独立行政法人 地域医療機能推進機構 大阪みなと中央病院

所在地 大阪府大阪市港区磯路1丁目7番1号

電話番号 06-6572-5721

公益財団法人 日本生命済生会 日本生命病院

所在地 大阪府大阪市西区江之子島2丁目1番54号

電話番号 06-6443-3446

医療法人 福翔会 福森歯科クリニック

所在地 大阪市福島区鷺洲1丁目7番39号 ハイグレードマンション十番館1階

電話番号 0120-544-118

[説明確認欄]

令和 年 月 日

1. 介護医療院港さつき苑のサービス内容について、重要事項を説明し、本書面を交付しました。

事業者名 介護医療院港さつき苑

説明者氏名 _____

2. サービスの内容について、事業者から説明を受け、サービスの内容に同意し、本書面を受領しました。

利用者 氏名 _____

住所 _____

代筆者氏名 _____

続柄 _____

身元引受人 氏名 _____

住所 _____

電話 _____

携帯番号 _____

続柄 _____

[緊急時における連絡先]

緊急時等のご連絡先としてご記入をお願いいたします。

緊急連絡先① 氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

携帯番号 _____

続柄 _____

緊急連絡先② 氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

携帯番号 _____

続柄 _____